



ディスクロージャー

DISCLOSURE 2025

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況(2024年度第71期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

イオ信用組合は、地域の皆さまのお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

イオ信用組合
理事長 崔 仁洙

当組合のあゆみ(沿革)

- 1948年 同胞商工人を中心に、在日同胞の信用組合設立運動が日本各地で始まる。
- 1954年10月25日／朝銀岐阜信用組合(旧大成信用組合)創立
- 1984年7月16日／朝銀総合オンライン開始
- 1986年2月10日／朝信ネット預金取扱開始
- 1986年10月13日／朝信融資オンライン開始
- 1987年4月1日／中小企業金融公庫代理業務取扱開始
- 1987年4月27日／信組全国ネット預金取扱開始
- 1991年2月4日／全国キャッシュサービス取扱開始
- 1991年4月1日／国民生活金融公庫代理業務取扱開始
- 1991年4月17日／住宅金融公庫代理業務取扱開始
- 1993年2月13日／情報系オンライン開始
- 1993年10月1日／外国為替取引斡旋事務取扱開始(2024年3月5日取扱終了)
- 1999年9月27日／朝銀富山信用組合、朝銀石川信用組合、朝銀静岡信用組合、朝銀三重信用組合の4組合と合併し、朝銀中部信用組合に名称変更
- 2000年12月18日／加納支店(岐阜県岐阜市)を廃止し本店営業部と統合
- 2001年11月19日／富士支店(静岡県富士市)を廃止し沼津支店と統合
鈴鹿支店(三重県鈴鹿市)を廃止し四日市支店と統合
- 2001年11月26日／朝銀愛知信用組合、朝銀福井信用組合の事業譲受本部を名古屋支店へ移転
- 2001年12月10日／本店移転(岐阜市加納桜田町)
- 2001年12月17日／大垣支店(岐阜県大垣市)を廃止し本店営業部と統合
- 2002年5月20日／美濃加茂支店(岐阜県美濃加茂市)を廃止し多治見支店と統合
- 2003年3月17日／桑名支店(三重県桑名市)を廃止し四日市支店と統合
四日市支店移転(四日市市鷺の森)
- 2004年2月23日／イオ信用組合に名称変更
オンラインシステムを信組情報サービス㈱(SKC)へ移行
- 2004年11月22日／高山支店(岐阜県高山市)を廃止し本店営業部と統合
松阪支店(三重県松阪市)を廃止し津支店と統合
中川支店(名古屋市中川区)を廃止し名古屋支店、大江支店と統合
- 2006年3月20日／本部移転(名古屋市中村区名駅五丁目)
- 2007年7月23日／本部移転(名古屋市中村区椿町)
- 2007年7月30日／名古屋支店移転(名古屋市中村区椿町)
- 2008年11月25日／浜松支店(静岡県浜松市)を廃止し豊橋支店と統合
- 2012年10月29日／本部・名古屋支店移転(名古屋市中村区名駅四丁目)
- 2013年2月18日／でんさいネットサービス開始
- 2018年10月9日／内国為替24時間365日稼働
- 2019年10月28日／多治見支店(岐阜県多治見市)を廃止し春日井支店と統合、富山支店(富山県富山市)を廃止し金沢支店と統合
- 2022年11月4日／手形・小切手の電子交換所決済開始
- 2023年10月23日／沼津支店(静岡県沼津市)を廃止し静岡支店と統合
- 2024年12月26日／メールオーダーサービス開始

事業方針

■経営理念

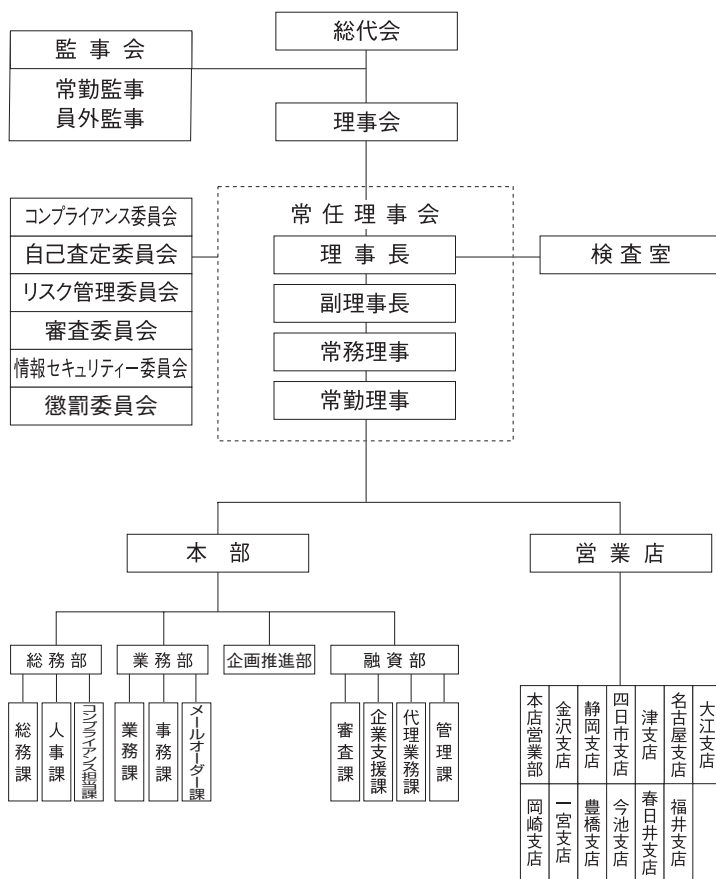
イオしんは、組合員の幸せのために働きます。

■経営の基本方針

- 民族金融機関として、在日同胞社会と地域社会の発展に貢献します。
- 組合員の利益を第一に考え行動します。
- 独立性、透明性を堅持し健全な経営に徹します。
- 次世代を担う人を育てます。
- 役職員の生活の向上と活力ある職場作りに努めます。

事業の組織

(2025年7月1日現在)



役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)

2025年7月1日現在

理事長	崔 仁 洙	副理事長	李 博
常務理事	朴 龍 一	常務理事	姜 秉 英
常勤理事	徐 啓 司	常勤理事	李 長 浩
理 事※	金 恵 雄	理 事※	張 基 相
理 事※	金 東 悦	理 事※	許 龍 哲
理 事※	崔 純 士	理 事※	李 東 学
常勤監事	徐 幸 尾	員外監事	李 政 博

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員数

(単位:人)

区 分		2023年度末	2024年度末
個	人	26,612	26,663
法	人	1,497	1,492
合 計		28,109	28,155

2024年度 事業の概況

2024年度は日本銀行の政策金利の引上げにより金利のある世界へ回帰する一方、米国の保護主義化への政策変更、中東やウクライナの地政学的リスクの高まり等、今後の景気を懸念する材料が山積しており、当組合の取引先事業者は厳しい経営のかじ取りを余儀なくされました。

物価高騰や深刻化する人手不足が継続する中、雇用確保や価格転嫁が難しい中小零細企業は今後の先行きが見通せない状況が続いています。また、後継者問題やデジタル化への対応等、課題解決への取組みが求められています。

金融分野においては、日本銀行の政策金利の引上げにより長期金利が上昇する中、返済条件変更等の経営支援に取組むとともに、取引先の資金繰りを積極的にサポートしてまいりました。

このような金融経済環境の中、当組合は地域密着金融機関として将来にわたる健全性を確保するとともに、金融仲介機能を持続的に提供していくことが求められています。

当組合は引続き積極的な融資推進と取引先への経営支援に取組むとともに、役職員が一丸となり当組合の経営課題である収益力の向上と業務の効率化を推し進めた結果、組合員皆様のご支援、ご協力により2024年度も当期純利益を計上することができました。

2025年度は新たな中期事業計画を策定し、メインテーマを「創造・進化・発展」と定め、当組合の経営理念「イオしんは組合員の幸せのために働きます」のもと、民族金融機関として在日同胞社会と地域社会の発展に貢献してまいります。

総代会について

■総代会制度

信用組合は、組合員が相互扶助の精神に基づき、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

組合員は、出資口数に関係なく、各々一個の議決権及び選挙権を持ち、組合員の意見は総会を通じて組合の経営に反映することとなります。

当組合の組合員数は現在2万8千名余と、総会の開催は、事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく「総代会」制度を採用しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選挙等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。

したがって総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。

総代会の開催につきましては毎年6月に定期総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

■総代の選出方法、任期、定数

- (1) 総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り各選挙区毎に公平な選挙の上選出されます。
- (2) 総代の任期は3年です。
- (3) 総代の定数は110人以上140人以内と定款に規定され、営業地区の組合員数に応じて定められております。なお2025年3月31日現在の総代数は121人、組合員数は28,155名です。

■第72期定期総代会の議決事項

2025年6月20日開催の第72期定期総代会においては次の報告ならびに議決事項が付議され、議決事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

①第71期監査報告

②第71期事業報告

議決事項

第1号議案 第71期貸借対照表、損益計算書及び損失処理案承認に関する件

第2号議案 第72期事業計画及び収支予算案承認に関する件

第3号議案 定款変更に関する件

第4号議案 組合員除名に関する件

■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(2025年7月1日現在)

選挙区	総代氏名(敬称略、順不同)															
岐阜県地区 総代定数 19～25名 総代数 19名	康金	哲湜◆、金宝一④、李東照①	賢旭◆、慎昌林④、鄭	直◆、羅侑哲②、許	成一◆、金卓好②、李	清◆、加藤成剛②、崔	勝◆、金春洌⑤、池	東悦⑤、郭亨毅②、鄭	展明⑤、李信杓②、江崎哲臣①、	敏秀④、						
三重県地区 総代定数 16～22名 総代数 17名	朴潘	栄根◆、金龍哲①、田	栄浩◆、金炳烈①、金	清一◆、金富守◆、金	龍学⑤、韓栄守◆、禹	正浩⑤、金相福◆、俞	龍植③、朴五穆③、李	寿仁③、曹昇鎬①、金	修生②、金成峰①	和主②、						
静岡県地区 総代定数 12～18名 総代数 15名	権尹	基洪⑤、権孝治①、崔	基後④、趙成一①、睦	鏞吉③、李貴浩①、曹	栄元①、全孝三◆、新井勝義④、村上慎司①	朋廣①、金	鎬守①、金	元泰◆、朴	珖秀⑤、睦	明浩③、						
富山県・石川県・福井県地区 総代定数 14～20名 総代数 18名	金草山永申①、朴	修⑤、金光浩④、崔信夫◆、尹	光浩④、崔	寿福①、林鐘権◆、坂本英樹◆、李	健一◆、朴明男◆、許台斗◆、尹	龍哲◆、金昇④、尹	清吾③、徐哲州③、姜	宜資②、竹村博善①、和星②、呉世翊②								
愛知県地区 総代定数 49～55名 総代数 49名	川野真嗣◆、姜安天峯①、崔金惠雄◆、姜金清一◆、権李田	東烈◆、金純士④、金在龍④、金勇錫②、高雄一④、姜榮祚③、全	虎生③、新井昌樹③、李正吉③、沈雄三④、李博史①、姜東徳④、黄哲俊①、朴	榮甫③、李忠宇②、朴東元◆、鄭元圭②、*海明①	東学②、李延男③、許容完②、沈充宏◆、鄭**①、*	健司②、城部宗輝②、李成萬①、全相和①、張義則◆、李**①、金	政治①、黄炳珠◆、李寿福②、金成煥◆、田	隆弘④、金南植◆、朴博洙◆、秋海龍②、張光福◆、金	孝謙①、萬徳◆、月鳳◆、基相◆、昌建◆、							
合 計	総代定数 110名～140名				総代数 118名											

(注1) 氏名・会社名の後に就任回数を記載しております。

(注2) 就任回数が5回を超える場合は、◆で示しております。

(注3) 氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「* **」と表示しております。

■総代の属性別構成比

(2025年7月1日現在)

職業別	個人4.24%、個人事業主19.49%、法人役員76.27%
年代別	40歳代以下14.41%、50歳代38.13%、60歳代31.36%、70歳以上16.10%
業種別	不動産業22.88%、建設業21.19%、飲食業・宿泊業17.80%、サービス業11.86%、卸・小売業9.32%、その他16.95%

貸借対照表

(単位：千円)

[illegible]

科 目	金 額	
(負債の部)	2023年度	2024年度
預 金 積 金	125,109,020	126,086,365
当 座 預 金	1,787,494	1,757,414
普 通 預 金	12,111,901	13,481,188
貯 蓄 預 金	6,712	3,255
通 知 預 金	—	—
定 期 預 金	104,578,835	106,383,675
定 期 積 金	6,616,970	4,381,567
そ の 他 の 預 金	7,106	79,265
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	22,600,000	25,200,000
借 入 金	22,600,000	25,200,000
当 座 借 越	—	—
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	1,002,562	1,095,345
未 決 済 為 替 借	16,931	10,084
未 払 費 用	731,951	870,202
給 付 補 填 備 金	32,854	6,863
未 払 法 人 税 等	10,697	10,492
前 受 収 益	60,901	63,997
払 戻 未 済 金	135,773	122,864
職 員 預 り 金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	13,451	10,842
賞 与 引 当 金	44,395	50,523
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	147,723	125,138
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—	—
睡眠預金払戻損失引当金	3,080	3,039
偶 発 損 失 引 当 金	36	37
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	189,770	189,770
債 務 保 有	96,907	75,238
負 債 の 部 合 計	149,193,496	152,825,458
(純資産の部)		
出 資 金	9,259,860	9,360,640
普 通 出 資 金	7,759,860	7,860,640
優 先 出 資 金	1,500,000	1,500,000
そ の 他 の 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	△3,360,083	△3,043,695
利 益 準 備 金	—	—
そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,360,083	△3,043,695
特 別 積 立 金	—	—
当 期 未 処 理 損 失 金	△3,360,083	△3,043,695
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	5,899,776	6,316,944
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△601,063	△908,055
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	△136,392	△136,392
評価・換算差額等合計	△737,455	△1,044,448
純 資 産 の 部 合 計	5,162,321	5,272,495
負債及び純資産の部合計	154,355,818	158,097,954

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

土地の再評価に関し以下に記載する金額は、売却等により処分した土地を除外して記載しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,765百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,819百万円

- 合併による土地の継承
- なお、当組合は平成11年9月27日に朝銀岐阜信用組合を合併法人とし朝銀富山信用組合、朝銀石川信用組合、朝銀静岡信用組合、朝銀三重信用組合を被合併法人として合併し、合併後に朝銀中部信用組合（現在はイオ信用組合）へと名称変更しておりますが、合併により取得した事業用土地については合併前に再評価が行われており、土地の再評価に関する法律第9条により再評価差額金を貸借対照表に継承しております。

※ 合併により被合併組合から取得した事業用土地の再評価に関する内訳等

信用組合名	再評価を行った日	再評価前簿価	再評価後簿価
旧朝銀石川信用組合	平成11年9月26日	40百万円	73百万円
旧朝銀静岡信用組合	平成11年3月31日	550百万円	370百万円
旧朝銀三重信用組合	平成11年3月31日	389百万円	792百万円
合 計		980百万円	1,236百万円

- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める公示価格、同条第4号に定める路線価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正等による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

なお、合併により取得した事業用不動産については、合併前に再評価が行われていたため、土地の再評価に関する法律第9条により再評価差額金を貸借対照表に継承しております。

※ 合併により被合併組合から取得した事業用土地について用いられた再評価の方法

信用組合名	再評価の方法
旧朝銀石川信用組合	地価税法の時価（路線価）に合理的な調整をして算定
旧朝銀静岡信用組合	地価税法の時価（路線価）に合理的な調整をして算定
旧朝銀三重信用組合	地価税法の時価（路線価）に合理的な調整をして算定

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- △835百万円

※ 旧組合別内訳

旧朝銀岐阜	旧朝銀石川	旧朝銀静岡	旧朝銀三重
△284百万円	△7百万円	△68百万円	△475百万円

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	2年～39年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去的一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び一部の実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,386百万円であります。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、負担金支出見積額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

1,275百万円	
有形固定資産の減価償却累計額	1,678百万円

14. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,665百万円
危険債権額	8,284百万円
三月以上延滞債権額	20百万円
貸出条件緩和債権額	10,190百万円
合計額	22,161百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
15. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、15百万円であります。
16. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	価 額	担保資産に対応する債務	
		科 目	金 額
預 け 金	23,600百万円	借入金	23,400百万円
国 債	1,904百万円	借入金	1,800百万円
不 動 産	1,811百万円	借入金	—

上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金3,336百万円を担保として提供しております。

17. 出資一口当たりの純資産額は239円96銭です。
18. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務等の金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、自己査定委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記して

おり、リスク管理委員会において決定された金利リスクに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には業務部・リスク管理委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会等に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。

このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

業務部は保有している株式について、市場環境や財務状況等をモニタリングしております。

これらの情報は業務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は主に貸出金、預金及び有価証券であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、同法が定める金利シナリオのうち最大金利リスク量として上下パラレルシフト（指標金利が上下に1.00％変動した場合）が生じた場合、経済的価値は1,444百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予測変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等によって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金等については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	31,212百万円	31,235百万円	23百万円
(2) 買入金銭債権	98百万円	121百万円	22百万円
(3) 有価証券			
その他有価証券	1,904百万円	1,904百万円	－百万円
(4) 貸出金（＊1）	106,846百万円		
貸倒引当金（＊2）	△1,730百万円		
	105,115百万円	107,134百万円	2,019百万円
金融資産計	138,330百万円	140,395百万円	2,065百万円
(1) 預金積金（＊1）	126,086百万円	126,122百万円	36百万円
(2) 借入金	25,200百万円	24,940百万円	△259百万円
金融負債計	151,286百万円	151,063百万円	△222百万円

（＊1）貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

○ 金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

(3) 有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権につ

いては、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外は、貸出金の種類毎にキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

○ 金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間帯毎に将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	104百万円
組合出資金（＊2）	575百万円
合計	679百万円

（＊1）非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（＊2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

20. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、129百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが129百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的（2年毎更新）に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

21. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,898百万円
賞与引当金損金不算入額	13
減価償却費の償却限度超過額	3
退職給付引当金損金不算入額	34
繰延消費税損金算入限度超過額	1
税務上の繰越欠損金	111（注）
その他	28
繰延税金資産小計	3,091
評価性引当額	△2,143
繰延税金資産合計	947
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	－
繰延税金負債合計	－
繰延税金資産（負債）の純額	947百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	－	－	－	－	111	111
評価性引当額	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	－	－	－	－	111	(b) 111

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金111百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産111百万円を計上しております。この繰延税金資産111百万円は令和2年3月期に計上した税務上の損失608百万円及び令和4年3月期に計上した税務上の損失8百万円、令和7年3月期に計上した税務上の損失379百万円により生じた繰越欠損金残高410百万円に対して全額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識していません。

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.23％から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.94％となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は18百万円増加し、法人税等調整額は18百万円増加しております。

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
経 常 収 益	2,606,211	2,685,271
資 金 運 用 収 益	2,307,434	2,406,479
貸 出 金 利 息	2,212,508	2,290,498
預 け 金 利 息	29,440	54,026
買 入 手 形 利 息	—	—
コールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	22,418	22,332
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	43,066	39,622
役 務 取 引 等 収 益	188,825	252,290
受入為替手数料	8,251	7,828
その他の役務収益	180,573	244,462
そ の 他 業 務 収 益	4,835	5,648
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4,835	5,648
そ の 他 経 常 収 益	105,116	20,852
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	83,447	19,640
株 式 等 売 却 益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	21,668	1,211
経 常 費 用	2,371,470	2,387,565
資 金 調 達 費 用	424,879	500,113
預 金 利 息	400,055	474,694
給付補填備金繰入額	14,047	10,611
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	10,775	14,807
売 渡 手 形 利 息	—	—
コールマネー利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャルペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	19,875	21,890
支払為替手数料	6,473	6,390
その他の役務費用	13,402	15,500
そ の 他 業 務 費 用	—	0
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	0
経 費	1,296,637	1,296,000
人 件 費	824,285	815,432
物 件 費	409,911	419,040
税 金	62,440	61,527
そ の 他 経 常 費 用	630,078	569,559
貸倒引当金繰入額	59,183	491,339
貸 出 金 償 却	569,594	78,213
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	1,299	6
経 常 利 益	234,740	297,705

科 目	2023年度	2024年度
特 別 利 益	5,473	1,072
固 定 資 産 処 分 益	5,473	1,072
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	208	244
固 定 資 産 処 分 損	140	0
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	68	244
税引前当期純利益	240,006	298,534
法人税、住民税及び事業税	10,697	10,492
法 人 税 等 調 整 額	△18,031	△28,345
法 人 税 等 合 計	△7,334	△17,853
当 期 純 利 益	247,340	316,387
繰越金(当期首残高)	△3,607,423	△3,360,083
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処理損失金	△3,360,083	△3,043,695

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 普通出資1口当たりの当期純利益 20円11銭



経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	2023年度	2024年度
当期末処理損失金	△3,360,083	△3,043,695
積立金取崩額	—	—
剰余金処分量	—	—
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	—	—
	(年 %の割合)	(年 %の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特別積立金	—	—
退職給与積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	△3,360,083	△3,043,695

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	2023年度	2024年度
人 件 費	824,285	815,432
報酬給料手当	676,939	662,187
退職給付費用	30,857	33,976
その他	116,488	119,268
物 件 費	409,911	419,040
事務費	178,214	178,960
固定資産費	87,419	83,316
事業費	42,140	49,184
人事厚生費	23,237	25,942
有形固定資産償却	59,844	62,536
無形固定資産償却	2,720	2,104
その他	16,334	16,996
税金	62,440	61,527
経費合計	1,296,637	1,296,000

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	2023年度	2024年度
資金運用収益	2,307,434	2,406,479
資金調達費用	424,879	500,113
資金運用収支	1,882,554	1,906,365
役務取引等収益	188,825	252,290
役務取引等費用	19,875	21,890
役務取引等収支	168,950	230,399
その他業務収益	4,835	5,648
その他業務費用	—	0
その他の業務収支	4,835	5,647
業務粗利益	2,056,340	2,142,413
業務粗利益率	1.50 %	1.50 %
業務純益	422,537	1,011,154
実質業務純益	760,172	846,742
コア業務純益	760,172	846,742
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	760,172	846,742

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（2023年度—千円、2024年度—千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	2023年度	2024年度
役務取引等収益	188,825	252,290
受入為替手数料	8,251	7,828
その他の受入手数料	180,536	244,433
その他の役務取引等収益	37	28
役務取引等費用	19,875	21,890
支払為替手数料	6,473	6,390
その他の支払手数料	5,541	7,502
その他の役務取引等費用	7,861	7,998

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	2023年度	2024年度
受取利息の増減	44,562	99,045
支払利息の増減	45,810	75,233

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	2,361,188	2,405,395	2,505,542	2,606,211	2,685,271
経常利益	194,594	159,263	195,445	234,740	297,705
当期純利益	145,780	123,675	196,890	247,340	316,387
預金積金残高	115,263,116	115,807,126	118,999,072	125,109,020	126,086,365
貸出金残高	92,534,888	95,648,750	101,111,476	104,485,623	106,846,018
有価証券残高	104,850	2,739,750	2,533,950	2,308,350	2,008,950
総資産額	135,296,109	136,898,562	142,327,793	154,355,818	158,097,954
純資産額	5,012,136	5,032,634	5,047,069	5,162,321	5,272,495
自己資本比率(単体)	4.97 %	5.02 %	5.15 %	5.66 %	5.79 %
普通出資金	7,576,518	7,627,797	7,658,735	7,759,860	7,860,640
優先出資金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
普通出資口数	15,153,036 □	15,255,594 □	15,317,470 □	15,519,720 □	15,721,280 □
優先出資口数	3,000,000 □	3,000,000 □	3,000,000 □	3,000,000 □	3,000,000 □
普通出資に対する配当金	—	—	—	—	—
優先出資に対する配当金	—	—	—	—	—
職員数	130 人	127 人	116 人	112 人	106 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,899,776	6,316,944
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,259,860	9,360,640
うち、利益剰余金の額	△3,360,083	△3,043,695
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	771,673	607,261
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	771,673	607,261
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,671,449	6,924,205
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8,501	10,659
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8,501	10,659
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	8,494	111,780
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	248,197	159,333
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	248,197	159,333
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	265,192	281,772
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	6,406,257	6,642,432
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	109,308,943	111,216,890
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘 定 間 の 振 替 分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,752,486	3,467,859
信用リスク・アセット調整額	—	—
フ ロ ア 調 整 額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	113,061,430	114,684,749
自 己 資 本 比 率		
自 己 資 本 比 率 ((ハ)/(ニ))	5.66%	5.79%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	104	104
合 計	104	104

(注) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	2,203	2,804	△ 601	1,904	2,812	△ 908
	国 債	2,203	2,804	△ 601	1,904	2,812	△ 908
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,203	2,804	△ 601	1,904	2,812	△ 908
合 計		2,203	2,804	△ 601	1,904	2,812	△ 908

(注) 1上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。
3. その他有価証券の差額が自己資本の算出に影響を与えることはありません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

経理・経営内容

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位：％)

区 分	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.16	0.20
総資産当期純利益率	0.17	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：％)

区 分	2023年度	2024年度
資金運用利回 (a)	1.69	1.68
資金調達原価率 (b)	1.28	1.28
総資金利鞘(a-b)	0.41	0.40

(注) 1. 資金運用利回= $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率= $\frac{\text{資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	2023年度	136,239 百万円	2,307,434 千円	1.69 %	
	2024年度	142,703	2,406,479	1.68	
	う ち	2023年度	103,144	2,212,508	2.14
	貸 出 金	2024年度	105,654	2,290,498	2.16
	う ち	2023年度	29,441	29,440	0.09
	預 け 金	2024年度	33,441	54,026	0.16
	う ち	2023年度	2,900	22,418	0.77
	有 価 証 券	2024年度	2,906	22,332	0.76
資 金 調 達 勘 定	2023年度	133,674	424,879	0.31	
	2024年度	139,382	500,113	0.35	
	う ち	2023年度	120,546	414,103	0.34
	預 金 積 金	2024年度	122,818	485,305	0.39
	う ち	2023年度	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	2024年度	—	—	—
	う ち	2023年度	13,127	10,775	0.08
	借 用 金	2024年度	16,563	14,807	0.08

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度1百万円、2024年度1百万円)を、資金調達勘定は無利息代理業務勘定の平均残高(2023年度0百万円、2024年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

1店舗当り預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
1店舗当り預金残高	9,623	9,698
1店舗当り貸出金残高	8,037	8,218

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
職員1人当りの預金残高	1,060	1,115
職員1人当りの貸出金残高	885	945

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位：％)

区 分	2023年度	2024年度
預 貸 率	(期 末)	83.51
	(期中平均)	85.56
預 証 率	(期 末)	1.84
	(期中平均)	2.40

(注) 1. 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4	5
その他業務収益合計	4	5

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	12,351	10.24	11,989	9.76
定 期 性 預 金	108,195	89.75	110,829	90.23
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	120,546	100.00	122,818	100.00

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	111,792	89.40	110,477	87.60
法 人	13,316	10.60	15,608	12.40
一 般 法 人	11,306	9.00	13,533	10.70
金 融 機 関	2,000	1.60	2,000	1.60
公 金	10	0.00	74	0.10
合 計	125,109	100.00	126,086	100.00

財形貯蓄残高

該当事項なし

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
固 定 金 利 定 期 預 金	104,546	106,355
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	32	28
合 計	104,578	106,383

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	11,050	10.71	12,074	11.42
証 書 貸 付	91,956	89.15	93,461	88.45
当 座 貸 越	120	0.11	103	0.09
割 引 手 形	16	0.01	14	0.01
合 計	103,144	100.00	105,654	100.00

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	2,795	96.38	2,802	96.39
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
株 式	104	3.61	104	3.60
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	2,900	100.00	2,906	100.00

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構 成 比	債務保証見返額	
当 組 合 預 金 積 金	2023年度末	1,054	1.00	8
	2024年度末	857	0.80	5
有 価 証 券	2023年度末	—	—	—
	2024年度末	—	—	—
動 産	2023年度末	—	—	—
	2024年度末	—	—	—
不 動 産	2023年度末	48,785	46.69	81
	2024年度末	51,470	48.17	65
そ の 他	2023年度末	—	—	—
	2024年度末	—	—	—
小 計	2023年度末	49,839	47.69	90
	2024年度末	52,327	48.97	70
信用保証協会・信用保険	2023年度末	889	0.85	—
	2024年度末	992	0.92	—
保 証	2023年度末	33,105	31.68	6
	2024年度末	32,572	30.48	4
信 用	2023年度末	20,651	19.76	—
	2024年度末	20,953	19.61	—
合 計	2023年度末	104,485	100.00	96
	2024年度末	106,846	100.00	75

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	2023年度末 2024年度末	— —	— —	2,203 1,904
地 方 債	2023年度末 2024年度末	— —	— —	— —
短 期 社 債	2023年度末 2024年度末	— —	— —	— —
社 債	2023年度末 2024年度末	— —	— —	— —
株 式	2023年度末 2024年度末	— —	— —	— —
外 国 証 券	2023年度末 2024年度末	— —	— —	— —
その他の証券	2023年度末 2024年度末	— —	— —	— —
合 計	2023年度末 2024年度末	— —	— —	2,203 1,904

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	373	14.57	411	16.45
住 宅 ロ ー ン	2,188	85.42	2,089	83.54
合 計	2,561	100.00	2,501	100.00

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	50,556	48.38	50,888	47.62
設 備 資 金	53,929	51.61	55,957	52.37
合 計	104,485	100.00	106,846	100.00

貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
貸 出 金 償 却 額	569	78

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末
固 定 金 利 貸 出	33,155	32,738
変 動 金 利 貸 出	71,329	74,107
合 計	104,485	106,846

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	2023年度末		2024年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	771	337	607	△164
個 別 貸 倒 引 当 金	547	△284	1,123	575
貸 倒 引 当 金 合 計	1,319	53	1,730	411

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	2023年度末		2024年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,088	1.99	2,035	1.90
農 業、 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	2,443	2.33	2,545	2.38
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	4	0.00	4	0.00
情 報 通 信 業	109	0.10	107	0.10
運 輸 業、 郵 便 業	133	0.12	134	0.12
卸 売 業、 小 売 業	1,902	1.82	1,578	1.47
金 融 業、 保 険 業	9,783	9.36	9,780	9.15
不 動 産 業	57,243	54.78	62,177	58.19
物 品 賃 貸 業	47	0.04	46	0.04
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サービス 業	604	0.57	597	0.55
宿 泊 業	3,489	3.34	3,396	3.17
飲 食 業	1,000	0.95	925	0.86
生 活 関 連 サービス 業、 娯 楽 業	11,441	10.95	9,865	9.23
教 育、 学 習 支 援 業	1,124	1.07	1,109	1.03
医 療、 福 祉	—	—	—	—
そ の 他 の サービス	5,877	5.62	5,556	5.20
そ の 他 の 産 業	2,118	2.02	2,107	1.97
小 計	99,413	95.14	101,968	95.43
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	5,072	4.85	4,877	4.56
合 計	104,485	100.00	106,846	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	3,405	3,231	173	100.00	100.00
	2024年度	3,665	3,569	95	100.00	100.00
危 険 債 権	2023年度	6,552	1,352	373	26.34	7.18
	2024年度	8,284	1,884	1,027	35.14	16.05
要 管 理 債 権	2023年度	12,014	3,665	423	34.03	5.06
	2024年度	10,211	2,974	350	32.56	4.84
三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—	—
	2024年度	20	13	0	68.72	0.64
貸出条件緩和債権	2023年度	12,014	3,665	423	34.03	5.06
	2024年度	10,190	2,960	350	32.49	4.85
小 計	2023年度	21,972	8,249	970	41.96	7.07
	2024年度	22,161	8,428	1,474	44.68	10.73
正 常 債 権	2023年度	82,704				
	2024年度	84,832				
合 計	2023年度	104,676				
	2024年度	106,994				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

経営内容

法令遵守の体制

●法令遵守体制

当組合は信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行による揺るぎない信頼の確立を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス態勢の確立に取組んでおります。

具体的には、コンプライアンスに対する基本的な取組みを示した「法令等遵守に対する基本方針」、役職員の行動の基準を具体的に示した「行動規程」および法令解説や問題発生時の対応等を記載した「法令等遵守ハンドブック」、「信用組合の社会的責任とコンプライアンス」を全役職員に配布するとともに、各種研修等を通じてコンプライアンスの周知徹底に努めております。また、コンプライアンス態勢の強化に向けた具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、その達成状況を検証しております。

さらに、コンプライアンス態勢を円滑に機能させるために、各部店にコンプライアンス担当者を配置して、日常の営業活動の中で法令違反が発生することがないよう、法令やルールの遵守状況の点検等を行うとともに、部店研修等を常に開催し、コンプライアンス知識の習得と意識の醸成に努めております。

イオ信用組合では、組合員、お取引先、地域社会の皆様から高い信頼を得られるコンプライアンス態勢の充実にこれからも努力を重ねてまいります。

●当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

(1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。

(2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。

(3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに各県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせて頂きたくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

報酬体系について

●対象役員

①報酬体系の概要

対象役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」であります。

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

②役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	50	99
監 事	8	15
合計	59	114

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事6名、監事2名です。

③その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「職員退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：イオ信用組合本部】 052-561-4321

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9：00～17：00

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.io-shin.com/>

●紛争解決措置

愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）

愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

（電話：0564-54-9449）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客様から各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人東海信用組合協会】

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：9：00～12：00 13：00～16：30

電 話：052-451-2110

【窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：9：00～17：00

電 話：03-3567-2456

経 営 内 容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

自己資本調達手段の概要

	発行主体	コア資本に係る基礎項目の額に 算入された額	償還期限
普 通 出 資	イオ信用組合	7,860百万円	—
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	イオ信用組合	1,500百万円	—

(注)当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2025年3月末における自己資本比率は、国内基準である4%を上回っていますが、金融・経済環境に適切に対応し安定性をより向上させるべく一層の充実が必要であると考え、今後も黒字を継続し利益による内部留保により自己資本の充実を図ることを重要施策としています。

信用リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針 及び 管 理 態 勢	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」、「信用リスク管理規程」を制定し、役職員に遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢の構築に努めています。
評 価 ・ 計 測	信用リスクについては、年2回資産査定を実施し、その内容を把握することで取引先の実態を正確に評価・計測しております。 また、自己査定基準に沿って評価計測された結果は経営陣に報告され、決算期ごとに貸倒引当金の引当・償却を行う等の対応を行っております。

■貸倒引当金の計算基準

P.5貸借対照表の注記事項6.をご参照下さい。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当組合は、リスク・ウェイト判定において使用する適格格付機関として以下の5機関を採用しています。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス
- ・フィッチレーティングスリミテッド

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に適格格付機関の使分けはしていません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、信用リスク(取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失)の軽減を図るために、取引先によっては不動産担保や預金担保、保証等による保全措置を講じております。但し、これは補完的な措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明を行いご理解を得た上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスクの削減手法として、当組合が取扱う担保には預金担保があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める「信用リスク管理規程」に基づき、適切な事務取扱い並びに管理を行っております。また、信用リスク削減手法に伴う信用リスクの集中に関しては、特定業種の与信残高を定期的に把握、管理するとともに、与信集中リスク対策を講じる等、常に適正な業種分散に努めております。

経営内容

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーショナル・リスクとは、日常（事務など）のオペレーションにおけるミスや事故によって引き起こされる損失可能性のことで、事務ミス、システム障害、不正、災害等が挙げられます。
リスク管理の方針及び管理態勢	当組合では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対し個々に対応を定めリスクを認識し管理しており、そのリスクの状況について必要に応じて経営陣に報告する態勢としております。
評価・計測	標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 標準的計測手法かつILMを「1」とした手法	

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスクの説明	出資先の財務状況、経営状況が悪化することで当組合が引受けた出資、株式などの価値・時価などが減損するリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理態勢	出資や有価証券については、主に業務上関連のあるものを保有しており、上場株式等による有価証券運用は行わないこととしておりますが、現在保有しているものについては、出資先の決算書・経営内容などの開示情報、時価情報等を基本として半期ごとにその経営内容を点検し、必要に応じて償却・引当等を行っております。
評価・計測	資産査定時に決算書、開示情報等によりその内容を確認し、保有の適否を判断しております。

金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利水準の変動などにより貸出金・預金・有価証券などの資産・負債を構成する銀行勘定の財務状況が影響を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理態勢	市場金利の変動などにより受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響について、定期的に測定を行い対応を講じることとしており、原則として四半期ごとに金利リスクの測定結果をリスク管理委員会が把握・分析し、必要に応じて経営陣へ報告しております。
評価・計測	金利リスクの所在とその大きさについてはALMシステムにより計算・把握することとしており、ポートフォリオ全体について金利変動による経済価値の変化量について算出しております。

■金利リスクの算定手法の概要

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし算出しております。

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- ④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の早期解約については前提としておりません。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
算出にあたり通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。
- ⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）
割引金利やキャッシュフローにはスプレッドを含めておりません。
- ⑦内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ⑧前事業年度末の開示から変動に関する説明
2025年3月末の△EVEは1,444百万円（前期末対比△13百万円）、△NIIは784百万円（前期末対比+107百万円）となりました。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テストの結果は21%であり、当事業年度末において金融資産及び金融負債はマイナス金利による運用及び調達を行っておりません。重要性テストは法律が定める金利シナリオのうち最大金利リスク量を計測するため、上下パラレルシフト（指標金利が上下に1.00%変動した場合）が前提となっております。

経営内容

資料編

リスク管理体制

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する事項…自己資本の構成に関する事項P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	109,308	4,372	111,216	4,448
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	109,308	4,372	111,216	4,448
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	395	15	1,570	62
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け	54,530	2,181	44,085	1,763
(v) 中小企業等・個人向け	809	32	—	—
(vi) 中堅中小企業等・個人向け	—	—	1,389	55
トランザクター向け	—	—	—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン	325	13	—	—
(viii) 不動産取得等事業向け	38,168	1,526	—	—
(ix) 不動産関連向け	—	—	25,945	1,037
自己居住用不動産等向け	—	—	839	33
賃貸用不動産向け	—	—	18,937	757
事業用不動産関連向け	—	—	6,168	246
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(xi) 三月以上延滞等	7,645	305	—	—
(xii) 延滞等向け	—	—	32,291	1,291
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
(xiv) 出資等	104	4	—	—
出資等のエクスポージャー	104	4	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xv) 株式等	—	—	104	4
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	575	23	575	23
(xix) その他	6,754	270	5,254	210
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	3,752	150	3,467	138
BI	—	—	2,311	—
BIC	—	—	277	—
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	113,061	4,522	114,684	4,587

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には上記区分に当てはまらない貸出金、債務保証見返、有形・無形固定資産、繰延税金資産、その他の資産等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和5年度計数）。
- 〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
P.13、P.19をご参照ください。

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三 月 以 上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製 造 業	2,090	2,036	2,090	2,036	—	—	—	—	124	123
農 業、 林 業	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	2,445	2,548	2,445	2,548	—	—	—	—	569	1,137
電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	4	4	—	—	—	—	—	—
情報通信業	109	107	109	107	—	—	—	—	98	106
運輸業、郵便業	133	134	133	134	—	—	—	—	6	6
卸売業、小売業	1,904	1,580	1,904	1,580	—	—	—	—	441	570
金融業、保険業	34,526	41,145	9,950	9,890	—	—	—	—	79	310
不動産業	57,279	62,211	57,279	62,211	—	—	—	—	1,787	12,120
物品賃貸業	47	46	47	46	—	—	—	—	30	30
学術研究、専門・技術サービス業	604	598	604	598	—	—	—	—	569	563
宿泊業	3,493	3,400	3,493	3,400	—	—	—	—	27	27
飲食業	1,002	931	1,002	931	—	—	—	—	71	78
生活関連サービス業、娯楽業	11,454	9,872	11,454	9,872	—	—	—	—	563	913
教育、学習支援業	1,124	1,109	1,124	1,109	—	—	—	—	—	1,098
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	5,880	5,561	5,880	5,561	—	—	—	—	443	2,365
その他の産業	2,119	2,107	2,119	2,107	—	—	—	—	204	1,942
国・地方公共団体等	2,206	1,907	—	—	2,206	1,907	—	—	—	—
個人の	5,185	5,122	5,185	5,122	—	—	—	—	1,315	1,346
その他の他	24,061	19,572	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	155,674	160,002	104,830	107,267	2,206	1,907	—	—	6,333	22,741
1 年 以 下	58,408	64,683	34,445	34,962	3	3	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	7,470	9,847	7,470	9,847	—	—	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	5,058	3,768	5,058	3,768	—	—	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	5,301	4,945	5,301	4,945	—	—	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	6,712	6,241	6,712	6,241	—	—	—	—		
10 年 超	42,110	43,256	39,906	41,352	2,203	1,904	—	—		
期間の定めのないもの	19,881	16,460	53	196	—	—	—	—		
その他の他	10,731	10,797	5,882	5,952	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	155,674	160,002	104,830	107,267	2,206	1,907	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握すること、業種区分や機関に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産、繰延税金資産、株式等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位: 百万円)

業 種 別	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	12	6	6	4	—	—	12	6	6	4	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	116	71	71	47	—	—	116	71	71	47	8	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	11	7	7	5	—	—	11	7	7	5	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
卸 売 業、 小 売 業	48	32	32	21	—	0	48	32	32	21	—	3
金 融 業、 保 険 業	44	13	13	12	—	—	44	13	13	12	—	—
不 動 産 業	199	116	116	120	0	7	198	109	116	120	35	23
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	60	40	40	27	—	—	60	40	40	27	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	5	4	4	2	—	0	5	4	4	2	267	4
生活関連サービス業、娯楽業	24	19	19	27	4	3	19	16	19	27	232	1
教 育 、 学 習 支 援 業	13	12	12	8	—	—	13	12	12	8	—	—
医 療、 福 祉 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	151	84	84	797	—	—	151	84	84	797	14	0
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	142	138	138	47	0	68	142	69	138	47	11	44
合 計	831	547	547	1,123	5	80	826	467	547	1,123	569	78

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	14,715	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,807	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	31,254	—	7,854	—	1,570	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	51,242	—	50,656	—	44,085	87
特定貸付債権向け	44,143	—	43,805	—	37,234	85
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,703	1,738	1,556	173	1,389	80
トラザクター向け	—	1,043	—	104	—	—
不動産関連向け	30,673	64	30,566	58	25,945	85
自己居住用不動産等向け	2,081	64	1,975	58	839	41
賃貸用不動産向け	22,285	—	22,285	—	18,937	85
事業用不動産関連向け	6,305	—	6,305	—	6,168	98
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	22,729	11	22,309	11	32,291	145
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	11	—	2	—	2	20
信用保証協会等による保証付	669	—	669	—	66	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	104	—	104	—	104	100
合計					111,216	

(注) 1.最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
3.「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経 営 内 容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	14,715	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,807	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	31,254	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	432	94	384	—	35	—	448	—	1,163	251	—	3,862	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	432	94	351	—	—	—	448	—	—	251	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	32	—	35	—	—	—	1,163	—	—	3,862	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,060	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	669	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	17,523	685	—	31,698	94	384	—	35	—	448	—	1,267	1,312	—	3,862	—

経 営 内 容

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,715
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,807
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31,254
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	43,789	—	—	6,850	—	—	—	—	—	—	—	—	50,656
特定貸付債権向け	—	—	—	43,789	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,805
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	721	—	—	—	—	904	—	—	—	—	—	—	—	—	1,730
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	822	6,593	—	—	259	—	5,675	10,601	—	—	—	—	—	—	—	30,624
自己居住用不動産等向け	451	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,033
賃貸用不動産向け	—	6,590	—	—	—	—	—	10,601	—	—	—	—	—	—	—	22,285
事業用不動産関連向け	370	—	—	—	259	—	5,675	—	—	—	—	—	—	—	—	6,305
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	257	—	—	—	—	21,002	—	—	—	22,320
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
信用保証協会等による保証	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	669
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104	—	—	104
合計	822	7,314	—	43,789	259	—	13,688	10,601	—	—	—	21,002	104	—	—	154,896

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	21,412
10%	—	720
20%	—	24,582
35%	—	1,015
50%	—	1,266
75%	—	1,231
100%	—	100,710
150%	—	4,734
250%	—	—
1,250%	—	—
合 計	—	155,674

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	50,532	—	—	50,422
40%～70%	7,678	1,043	10	7,713
75%	7,348	523	10	7,314
80%	—	—	—	—
85%	44,127	—	—	43,789
90%～100%	14,266	171	10	13,948
105%～130%	10,601	—	—	10,601
150%	21,328	—	—	21,002
250%	104	—	—	104
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	155,988	1,738	10	154,896

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

経 営 内 容

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,063	862	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

出資等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

●貸借対照表計上額及び時価等

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	680	—	680	—
合 計	680	—	680	—

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2023年度	2024年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	△601	△908

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。
その他有価証券の差額が自己資本の算出に影響を与えることはありません。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRBBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	0	0	0	0
2	下方平行シフト	1,444	1,457	784	677
3	スティーブ化	196	270		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	1,028	1,102		
7	最大値	1,444	1,457	784	677
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,642		6,406	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	残高	構成比	残高	構成比
全国信用協同組合連合会	96	49.92	75	46.43
株式会社商工組合中央金庫	—	—	—	—
株式会社日本政策金融公庫	4	2.31	4	2.75
独立行政法人住宅金融支援機構	91	47.34	81	50.54
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	0	0.41	0	0.26
その他の	—	—	—	—
合 計	194	100.00	162	100.00

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

■主要な事業の内容

A. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 代理業務

全国信用協同組合連合会等の代理貸付業務

(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		2023年度末		2024年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	22,529	36,948	21,429	39,046
	他の金融機関から	32,871	34,069	34,831	35,938
代 金 取 立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の2024年4月1日から2025年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

2025年6月20日
イオ信用組合

理事長 崔 仁洙

手数料一覧

(2025年7月1日現在)

種 類				料 金	
振 込	当組合 本支店	自店宛	5万円未満	組合員 非組合員	無 料 220 円
			5万円以上	組合員 非組合員	無 料 440 円
		他店宛	5万円未満	組合員 非組合員	220 円 440 円
			5万円以上	組合員 非組合員	440 円 660 円
	他 行	電信扱	5万円未満	組合員 非組合員	550 円 770 円
			5万円以上	組合員 非組合員	770 円 880 円
	振込の組戻料		組合員 非組合員	660 円 880 円	
	代金取立	代金取立交換持出手数料		組合員 非組合員	440 円 880 円
		個別取立		組合員 非組合員	1,650 円 2,200 円
	そ の 他	取立手形組戻料		組合員 非組合員	1,650 円 2,200 円
不渡手形返却料		組合員 非組合員	1,650 円 2,200 円		
割引手形買戻料		組合員 非組合員	1,650 円 2,200 円		
小切手帳		1冊(50枚)	880 円		
当座預金	約束手形帳		1冊(50枚)	880 円	
	為替手形帳		1冊(50枚)	1,650 円	
	マル専当座開設手数料		(開設につき)	5,500 円	
	マル専手形		(1枚につき)	1,100 円	
自己宛小切手			(1枚につき)	550 円	
通帳・証書・証券再発行				1,100 円	
集配手数料	集配先合算 (1回あたり)				
	定期性預金残高300万円以上	組合員		1,100 円	
		非組合員		2,200 円	
	定期性預金残高300万円未満	組合員		2,200 円	
非組合員			3,300 円		
カード		再発行		1,100 円	
		暗証番号変更		無 料	
証明書発行手数料		残高証明書 (1通につき)		550 円	
		残高証明書(相続手続用)(1通につき)		2,200 円	
		監査法人宛残高証明書 (1通につき)		1,100 円	
		融資証明書 (1通につき)		5,500 円	
両替手数料 (金種指定出金 を含みます)	20枚まで		組合員 非組合員	無 料 550 円	
	21枚～ 500枚		組合員 非組合員	330 円 550 円	
	501枚～ 1,000枚		組合員 非組合員	550 円 1,100 円	
	1,001枚～ 500枚ごと		組合員 非組合員	+550 円 +550 円	
	300枚まで		組合員 非組合員	無 料 330 円	
	301枚～ 1,000枚		組合員 非組合員	330 円 660 円	
硬貨入金手数料	1,001枚～ 500枚ごと		組合員 非組合員	+550 円 +1,100 円	
	個人情報開示等手数料 (1通につき) ※郵送の場合は発送手数料の実費を別途申し受けます。			550 円	
CD・ATM手数料 本支店間 平日 9:00～17:00				無 料	
株式払込手数料	5千万円未満		払込金×3÷1000×110%		
	5千万円以上		払込金×2÷1000×110%		
	※但し、最低手数料		5,500 円		
法人 インターネット バンキング	振込手数料	当組合 本支店	自店宛 他店宛	無 料 無 料	
		他行宛	5万円未満 5万円以上	220 円 330 円	
			基本手数料 (月額)	残高照会・入出金明細照会・振込振替 上記＋データ伝送(総合振込)	
		融資事務取扱	融資実行	1件につき ※各種ローン商品ごとに別途定めた手数料	
	証書貸付	全額繰上返済		1件につき	3,300 円
一部繰上返済		1件につき	3,300 円		
返済条件変更		1件につき	3,300 円		
融資関連事務手数料	証書貸付 (当組合が指定する 貸付取引)	全額繰上返済 または 一部繰上返済	融資日より3年以内	繰上返済額×3.00%(不課税)	
			融資日より3年超5年以内	繰上返済額×2.50%(不課税)	
			融資日より5年超7年以内	繰上返済額×2.00%(不課税)	
			融資日より7年超	33,000 円	
	住宅ローン・おまとめ 住宅ローン	全額繰上返済 または 一部繰上返済	融資日より15年以内	繰上返済額×1.00%(不課税)	
			融資日より15年超	無料	
	イオしん住宅ローン Ⅱ「ドリーム」	全額繰上返済 または 一部繰上返済	融資日より15年以内	繰上返済額×3.00%(不課税)	
			融資日より15年超	無料	
	上記住宅ローン	返済条件変更	1件につき	3,300 円	
	手形貸付	返済条件変更	1件につき	3,300 円	
不動産担保	不動産担保調査 (融資申込)	1件につき	33,000 円 (33,000円を超える場合は実費)		
		3千万円未満	33,000 円		
	不動産担保設定	3千万円以上5千万円未満	44,000 円		
		5千万円以上1億円未満	55,000 円		
		1億円以上3億円未満	110,000 円		
		3億円以上	165,000 円		
	不動産担保変更	1件につき	11,000 円		

(上記の手数料には一部を除き消費税を含んでいます。)

地 域 貢 献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は中部7県を営業地域とし、在日朝鮮人・韓国人を中心とする中小零細企業者や勤労者が組合員となって、相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

「組合員の利益第一主義の実施」を掲げ、組合員一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を活動の基本としております。

地域の金融機関として、安定的かつ良質な資金を供給するとともに、付加価値の高い情報・サービスを提供することにより、同胞社会、地域社会の継続的發展に寄与することを目指しております。

地域に根ざした金融機関として、それぞれ地域のニーズに呼応した独自の活動を実施しております。

芸術・文化・スポーツ等の後援を積極的に行っており、組合員相互間の親睦と交流を図る地域コミュニティセンターとしての役割を担うため努力しております。

営業地域における店舗網は13店舗であり、うち1店舗においてATMを設置しております。

全国の提携信用組合に設置されているATM・CDの指定時間内(平日8:45～18:00、土日9:00～14:00)のご利用手数料が無料となる「しんくみお得なっと」サービスに加盟し、同サービスを行っております。

全国の都市銀行、地方銀行、信用金庫等のATM・CDからお支払いができ、手数料を月10回までキャッシュバックするサービスを組合独自に行っております。

ゆうちょ銀行及びセブン銀行とのATM・CD利用提携により、お客様の利便性が大幅に向上しております。

融資を通じた地域貢献

当組合は、地域密着金融機関として、皆様方からお預かりした大切なご預金を、組合員の皆様方へのご融資を通じて地域の経済活動、組合員の事業支援並びに個人の皆様の生活向上に役立てられるよう、以下の様な融資商品を取り揃えております。

■消費性ローン ライフローン、Webバンクローン(多目的ローン、イオチョイス)、イオしんカードローン

※Webバンクローンはインターネットから24時間いつでもローンの申込ができる「しんくみローンサーチ」をご利用いただけます。

■住宅ローン 住宅ローンIIドリーム、住宅ローン、おまとめ住宅ローン

■事業性ローン ビジネスサポートローン、フロンティアローンII、チャレンジローン、収益不動産限定ローン「オーナー」、不動産活用ローン「自由」、イオプレミアムローン

今後においても、地域信用組合としての金融事業を通じて、組合員並びにお取引先の皆様方のお役に立てるよう、ひいては地域経済の活性化に貢献できるよう取組んでまいります。

取引先への支援状況等

取引先への金融仲介機能を發揮し持続可能な成長支援と並行して、経営改善支援の取組みを積極的に推進した結果、2先の経営改善(ランクアップ)を実現しました。今後も引き続き取引先への経営改善支援に努めてまいります。

文化的・社会的貢献に関する活動

当組合は、返還を不要とする給付型奨学金制度を取扱っており、就学が困難な学生には学資金の一部を給付するなどの経済的支援を行っております。

当奨学金制度の取扱いを通じて教育機会を創出し、優れた人財を育成することで信用組合の理念である「相互扶助」を具現化しております。

その他、「しんくみの日週間」に合わせ献血運動(役職員63名が参加し53名が実施)、清掃活動(役職員61名が実施)を実施しました。

管内民族学校の学生274名及び学校関係者73名(計347名)分の災害時対策用品を贈呈しました。また、管内民族学校の新入生へ雨具や水彩画セットを寄贈しました。

地域密着型金融の取組み状況

地域活性化につながる多様なサービスの提供

地域中小企業の活性化や皆様の生活向上に寄与することを目的とした各種融資商品を取扱っております。

また、各営業店においては、取引先の事業再生支援・経営改善支援のための融資相談を活発に行っております。

預金商品として法人・個人向け定期預金、組合創立70周年記念定期預金「プラチナ・イオ70」を2025年3月31日まで募集し、「ビジネスサポート預金Ⅲ」等を提供しております。

定期預金としてシルバー世代向け年齢優遇・福祉定期預金「福寿Ⅱ」に加え、年金受給者専用定期預金「ねんきん定期・福寿Ⅱ」を提供しております。

また、2024年7月31日までは組合創立70周年記念定期預金「夢」、2025年3月31日までは「夢」第二弾を募集し、2024年4月1日より据置期間後解約自由定期預金「セレクト」の募集を開始しました。

2024年12月26日よりメールオーダーサービスを開始しメールオーダー専用定期預金「イオ・コネクト」の取扱いを開始しました。

トピックス

2024年6月より岐阜県唯一のプロサッカークラブである株式会社岐阜フットボールクラブ(FC岐阜、J3)とオフィシャルパートナー契約を締結し、9月14日にはFC岐阜の観戦ツアーに管内民族学校の学生を招待しました。

2024年7月より東山動植物園シセンレッサーパンダの動物スポンサーとなりました。

5月 名古屋朝鮮初級学校トブロ祭りに当組合職員が後方事業をサポートしました。

9月 「しんくみの日週間」(毎年9月第一週)に合わせて、当組合役職員が献血運動及び清掃活動に参加しました。

10月 愛知朝鮮中高級学校竣工祝賀会に当組合職員が後方事業をサポートしました。

10月～11月 組合創立70周年記念イオカップゴルフコンペを地域別で開催しました。

3月 組合創立70周年記念囲碁大会を開催しました。

その他 愛知朝鮮高級部を対象に金融リテラシー授業を開催しました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先、%)

期初債務者数（A）					経営改善 支援取組み率 （α/A）	ランクアップ 率 （β/α）	再生計画 策定率 （δ/α）
うち経営改善支援取組み先（α）							
	αのうち期末に債務 者区分がランクアッ プした先数（β）	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先（γ）	αのうち再生計画を 策定した先数（δ）				
190	87	2	77	39	45.78	2.29	44.82

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は2024年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

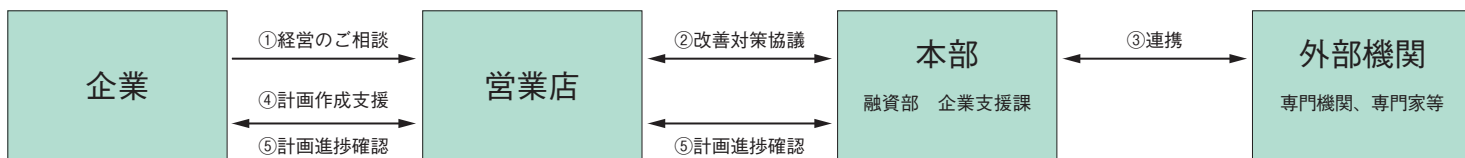
4. 「 α (アルファ)」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、中小企業へのコンサルティング機能強化を図り経営改善・事業再生支援に向けた最適なソリューション(経営課題を解決するための方策)を提案・実行し企業の業績改善・向上に努める方針であります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況



中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ①経営課題・改善の方策についてのご相談
- ②営業店・融資部が経営課題と改善対策協議を実施
- ③当組合・外部機関との連携
2013年10月に「経営革新等支援機関」認定
外部専門機関・専門家への相談実施
- ④改善対策に基づいた経営改善計画書作成支援(コンサルティング機能の発揮及びソリューションの提案)
- ⑤経営改善計画の進捗を確認
- ⑥各種研修、資格取得等による職員スキルの向上

成長段階における支援

企業業績向上に関するご相談の取組み
企業の円滑な資金繰りをサポートする「ビジネスサポートローン」の取組み
創業・新規事業の資金をサポートする「フロンティアローンII」の取組み
大型設備投資をサポートする「チャレンジローン」の取組み

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善計画書作成支援とアフターフォローの取組み
コンサルティング機能発揮による経営サポートの取組み
資産を活用したビジネスマッチングのご提案

創業・新規事業開拓の支援

各営業店舗において若手商工人を対象に創業、新規事業資金「フロンティアローンII」の販売と併せて、相談業務等を通じたサポートを積極的に行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会(事務局:全国銀行協会及び日本商工会議所)が公表(2013年12月5日)した「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し、遵守するための態勢整備を通じて、その弊害の解消に努めております。

今後新たに保証契約を締結する場合や保証人からガイドラインに則した保証債務の整理申請を受けた場合は、ガイドラインに基づき誠実に対応し、取引先との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針の詳細は<https://www.io-shin.com/about/KeieishahoshoGideline.pdf>をご参照ください。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	2023年度	2024年度
新規に無保証で融資した件数	108件	101件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	27.00%	28.69%
保証契約を解除した件数	0件	9件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

地域の活性化に関する取組状況

当組合は中小企業の経営を支援する経営革新等支援機関として事業計画書へのアドバイスや公的支援金の対応、認定支援機関確認書の交付などを行っております。

店舗一覧(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況) (2025年7月1日現在)

店 名	住 所	電 話	CD・ATM
本 店 営 業 部	〒500-8468 岐阜県岐阜市加納桜田町3-11-2	058-271-1611	—
金 沢 支 店	〒920-0847 石川県金沢市堀川町23-19	076-262-2446	—
静 岡 支 店	〒422-8077 静岡県静岡市駿河区大和2-8-17	054-282-9211	—
四 日 市 支 店	〒510-0074 三重県四日市市鵜の森2-3-21	059-353-4111	—
津 支 店	〒514-0003 三重県津市桜橋2-30	059-224-4111	—
名 古 屋 支 店	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-22-22	052-561-4320	1台
大 江 支 店	〒457-0828 愛知県名古屋市中南区宝生町3-19	052-611-1555	—
岡 崎 支 店	〒444-0924 愛知県岡崎市八帖北町10-18	0564-21-2218	—
一 宮 支 店	〒491-0904 愛知県一宮市神山1-4-1	0586-44-8881	—
豊 橋 支 店	〒440-0886 愛知県豊橋市東小田原町40-2	0532-54-2151	—
今 池 支 店	〒464-0850 愛知県名古屋市中千種区今池3-16-11	052-733-5131	—
春 日 井 支 店	〒486-0845 愛知県春日井市瑞穂通2-151	0568-83-8511	—
福 井 支 店	〒910-0859 福井県福井市日之出2-10-15	0776-22-8284	—

地区一覧

岐阜県一円(旧長野県木曽郡山口村地域を除く)

富山県一円
石川県一円
静岡県一円
三重県一円
愛知県一円
福井県一円

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ

【概況・組織】

1. 事業の方針	2
2. 事業の組織	* 2
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)	* 2
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	* 28
5. 自動機器設置状況	* 28
6. 地区一覧	* 28
7. 組合員の状況	* 2
8. 子会社の状況	該当なし

【主要事業内容】

9. 主要な事業の内容	* 25
10. 信用組合の代理業者	* 該当なし

【業務に関する事項】

11. 事業の概況	* 3
12. 常収益	* 8
13. 業務純益	* 8
14. 経常利益(損失)	* 8
15. 当期純利益(損失)	* 8
16. 出資総額、出資総口数	* 8
17. 純資産総額	* 8
18. 総資産総額	* 8
19. 預金積入金残高	* 8
20. 貸出金残高	* 8
21. 有価証券残高	* 8
22. 単体自己資本比率	* 8
23. 出資配当金	* 8
24. 職員数	* 8

【主要業務に関する指標】

25. 業務粗利益及び業務粗利益率	* 8
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支	* 8
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	* 11
28. 受取利息及び支払利息の増減	* 8
29. 役務取引の状況	* 8
30. その他業務収益の内訳	* 11
31. 経費の内訳	* 8
32. 総資産経常利益率	* 11
33. 総資産当期純利益率	* 11

【預金に関する指標】

34. 預金種目別平均残高	* 12
35. 預金者別預金残高	* 12
36. 財形貯蓄残高	* 12
37. 職員1人当り預金残高	* 11
38. 1店舗当り預金残高	* 11
39. 定期預金種類別残高	* 12

【貸出金等に関する指標】

40. 貸出金種類別平均残高	* 12
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	* 12
42. 貸出金金利区分別残高	* 13
43. 貸出金使途別残高	* 13
44. 貸出金業種別残高・構成比	* 13

45. 預貸率(期末・期中平均)	* 11
46. 消費者ローン・住宅ローン残高	* 13
47. 代理貸付残高の内訳	* 25
48. 職員1人当り貸出金残高	* 11
49. 1店舗当り貸出金残高	* 11

【有価証券に関する指標】

50. 商品有価証券の種類別平均残高	* 該当なし
51. 有価証券種類別平均残高	* 12
52. 有価証券種類別残存期間別残高	* 13
53. 預証率(期末・期中平均)	* 11

【経営管理体制に関する事項】

54. 法令遵守の体制	* 15
55. 当組合のマネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について	* 15
56. リスク管理の体制	* 16.17
資料編	* 18.19.20.21.22.23.24
57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	* 15

【財産の状況】

58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書	* 4.5.6.7.8
59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	* 14

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
(5) 正常債権	

60. 自己資本の充実の状況	* 9
61. 有価証券、金銭の信託等の評価	* 10
62. 外貨建資産残高	* 該当なし
63. オフバランス取引の状況	* 11
64. 先物取引の時価情報	* 11
65. オプション取引の時価情報	* 該当なし
66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	* 13
67. 貸出金償却の額	* 13
68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	* 25
69. 法定監査の状況	* 25

【その他の業務】

70. 内国為替取扱実績	* 25
71. 外国為替取扱実績	* 該当なし
72. 公共債密販実績	* 該当なし
73. 公共債引受額	* 該当なし
74. 手数料一覧	* 25

【その他】

75. 当組合のあゆみ(沿革)	* 2
76. 継続企業の前提の重要な疑義	* 該当なし
77. 総代会について	* 3
78. 報酬体系について	* 15
79. 地域貢献	* 26
80. 地域密着型金融の取組み状況	* 26
81. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	* 27
82. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	* 27
83. 地域の活性化に関する取組み状況	* 27